

「憲法の輝き あなたに贈る憲法15のはなし」

2014年3月11日発行

発行者 長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム©

連絡先 長野県弁護士会

〒380-0872 長野県長野市妻科432番地

TEL:026-232-2104 FAX:026-232-3653

憲法の輝き

あなたに贈る憲法 **15** のはなし



●●●はじめに

今こそ日本国憲法のすばらしさを学び、分かち合いましょう

今、憲法は危機的状況にある、これは偽らざる率直な感想です。日本は前の戦争により多くの尊い生命を失いましたが、時の政府によって悲惨な戦争が起こったことを率直に反省し、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義を基本原理とする日本国憲法が生まれました。

日本国憲法において最も重要な内容は何かと問われれば、私は、国民一人一人が個人として尊重されていること(個人の尊厳)にあると思います。

この世の中には色々な人たちが一生懸命生きていますが、それぞれの人格や個性が等しく尊重され、男性も女性も子どももお年寄りもみな全て尊い。私たちはこの憲法により、生命が尊重され、自律的な人格形成が認められると共に、自分自身のあるべき人生を自由に選択することができるのです。

幸福を追求すること、政治的意思を表明すること、学問を学ぶこと、なりたい職業に就くこと、こうした自由がこの憲法により保障されています。国家というものは、個人の自由を最大限実現するために存するのであって、その権力が濫用されないように厳しい楔が打ち込まれています。

民意が軽視され立憲主義が否定されようとして、憲法の原理が危ぶまれる時に、私たち法律家は何をすべきなのか。この憲法の理念が失われてしまわないように、その価値をたくさんの人に知ってもらうにはどうしたらよいのか。その結論として、この冊子を作ることにしました。

この冊子は、当会の憲法問題プロジェクトチーム(滝澤修一座長)が、内村修委員を中心として、憲法に対する考え方を、本質に遡って体系的に論じたものであって、いわば同プロジェクトチームの結晶ともいえるべきものです。Q&A方式でわかりやすく書かれていますが、そのなかにある熱い思いを感じ取っていただければ幸いです。

この冊子を手にしたみな様方、是非ともじっくりと読んでみてください。そして憲法とはいったい何なのか、また、憲法が私たちにとっていかに大切なものであるか、知っていただきたいと思います。この冊子に共感されたならば、回りの人たちにも是非読んでもらってください。そして私たちと共に、憲法の素晴らしさを分かち合おうではありませんか。

2014年(平成26)3月
長野県弁護士会 会長 諏訪 雅顕

◇ CONTENTS ◇

はじめに	2
Q 1 憲法とはなんだろうか	4
Q 2 憲法はなぜ作られるようになったのか	6
Q 3 明治憲法はどのような内容の憲法か	9
Q 4 日本国憲法はどのようにして制定されたのか	12
★	
Q 5 憲法は改正できるのか。改正について限界はないのか	16
Q 6 憲法96条の改正発議要件を緩和することは許されるか	19
Q 7 憲法改正の回数が多いことは良いことか	22
Q 8 憲法を解釈により変更すること(解釈改憲)は可能か	25
★	
Q 9 憲法の改正によって私たちの生活はどうなるのか	28
Q 10 自民党「憲法改正草案」の特徴1[前文、最高法規性など]	30
Q 11 自民党「憲法改正草案」の特徴2[個人の尊重、思想・良心の自由など]	32
Q 12 自民党「憲法改正草案」の特徴3[平和主義、自衛権などの安全保障の考え方]	34
Q 13 自民党「憲法改正草案」の特徴4[自衛権の範囲について]	38
Q 14 自民党「憲法改正草案」の特徴5[[国防軍]の創設]	40
★	
Q 15 日本では民主主義が実現されているか[「特定秘密保護法」を題材として]	42
日本国憲法	45
おわりに	54

●パンフレットの使い方

このパンフレットのなかで選んだ項目は、抽象的な問題が多いですが、憲法の基本を考える上では重要なものであり、これによって基本がわかるものです。できるだけ、わかりやすく考えを進められるように工夫をしました。

はじめての人は、**STEP 1** から入っていただき、もっと深く考えたいという興味を持たれたら、**STEP 2** **STEP 3** に入っていくことをお勧めします。

STEP 1 憲法とはなんですか？

Q 憲法^①とはどのようなものですか。

A 憲法とは、「国家の権力を制限して国民の権利や自由を保障する、という立憲主義に基づいて定められた国家の基本法」をいいます。

Q 単に国家の基本を定めただけでは、憲法とはいえないわけですね。

A そうです。憲法の最も重要な意義は、「国家の権力を制限して国民の権利や自由を保障する」という点にあります。これは「立憲主義」といわれています。

ですから、1400年以上前に聖徳太子が制定した「十七条憲法」は、憲法という言葉は使われていますが、単に政治を行う官吏(公務員)の心得を示した道徳的な決めごとにすぎませんので、ここでいう憲法とは異なります。

Q 憲法の意義は、「立憲主義」に基づいた点にあるとすると、憲法には普通どのようなことが書かれているのですか。

A 主権者(国の最高の決定権を有する者)が誰であるか、基本的人権の尊重、国の統治機構のあり方、憲法改正の手續などが規定されています。

Q 立憲主義に基づいた憲法は、どこの国にもあるのですか。

A 世界のすべてとといいいいほど憲法は存在していて、程度の差はあるにしても国民の権利や自由を保障しています。ほとんどの国では、憲法は、憲法典という成文になっていますが、イギリスは憲法典がなく法律で定められている例外的国です。

STEP 2 憲法と法律はどう違うのですか？

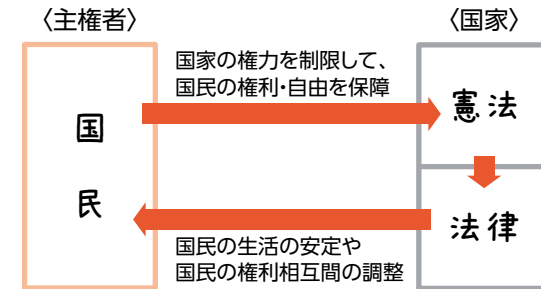
Q 法律も国家の基本法にあたるのですか。

A 法律も、国民と国家の関係を規律する法規^②である点では共通していますね。しかし、憲法は、国民が国家に対して命令する規範であるのに対し、法律は、逆に国家が国民に対して命令したり規律する規範であるという違いがあります。

Q 法律は、憲法とは逆の関係にある、国家が国民に対して規律する規範であるというのはどういうことでしょうか。

A 国民の権利や自由を保障するために憲法を作っても、それだけでは国民の生活の安定や国民の相互間の権利の調整などを図ることはできません。

● 国民と国家の関係・憲法と法律の関係



Q 具体的に説明してください。

A たとえば、同じ権利を持っている国民同士が衝突する場合があります。それを調整して、国民に対して、他人の権利や自由を侵害してはいけません、もしこういうことをしたら刑罰を科しますよ(代表例は刑法)とか、損害賠償義務を負いますよ(代表例は民法)とあらかじめ命じて、国民の権利の相互関係を調整するために法律を作ります。

Q そうすると、国民相互の権利の調整を図って、国民の権利や自由を保障しているのが法律ですか。

A そうですね。法律とは、国民の権利義務に関する法規^②ということになります。このように、法律は国が国民に対して命令するものなので、法律を作る権限は、国民の代表者で構成する国会が唯一持っているということになるわけです(憲法41条)。

Q 憲法にしる、法律にしる、究極の目的は、国民の権利や自由を保障することですね。

A そういことです。

① 「憲法」とはConstitutionの日本語である。この国家の根本法という意味で「憲法」という訳を最初に用いたのは、1873年(明治6)、箕作

麟祥といわれている。(穂積陳重「法窓夜話」176頁・岩波文庫)

② 物事の是非・善悪を判断する法的な基準

STEP 1 憲法はなぜ作られるようになったのですか？

Q 憲法は立憲主義に基づいてできたということですが、どうしてそのような憲法が作られるようになったのですか。

A 絶対主義の時代(西欧では16世紀から18世紀ころ)では、国王が絶大な権力を持っていて、軍事権(徴兵権)や税金徴収権などを自由に決めていました。

国王がこのような絶大な権力を持てたのは、国王の権力は神に由来するから正当性があるという考え方(王権神授説といわれる)に支配されていたからです。

Q 絶対主義の時代の国では、国民の権利や自由は保障されていたのですか。

A 絶対主義の国家を構成する国民は、さまざまな団体^①(貴族や教会や都市や徒弟組合<ギルド>など)によって身分的に支配される存在(支配・服従の関係)だったので、国民の権利や自由は保障されていませんでした。

Q 絶対王政やそれを正当化する考え方は、その後、どのようにして変わっていったのでしょうか。

A 絶対王政を倒して次の時代をもたらしたのは、市民革命^②とその理論的な柱となった啓蒙思想^③という考え方です。

市民革命によって新たにできた国家が、国民国家といわれるもので、それまで存在していた中間団体が解体されて、国民が身分関係(支配・服従の関係)から解放されて、それぞれ人格を持った人間として存在できるようになりました。このようにして、国民と国家が、直接、結びつくことができるようになったのです。

Q 国民と国家が直接結びつく関係ができたということが、それほど重要な役割を果たしたのでしょうか。

A 国家の権力は、それぞれの国民が国家と直接に契約を結んで成り立っているという考え方が生まれました。この考え方が社会契約説^④というものです。

この社会契約という考えにしたがって、国家の権力を制限して、国民(市民)の自由や権利が保障されるようにしようと考えたのです。国家権力は濫用される危険性があるので、それを防止するため、国家権力

に縛り^{しば}をかけるために国家に対して契約を結んでいるという考えです。

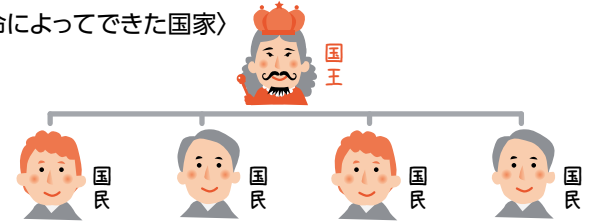
Q そうすると、国民が国家に対して国民の権利や自由を守るように縛り^{しば}をかける手段として考えられたのが、憲法ということになるのでしょうか。

A そのとおりです。市民革命によって国民国家の体制を作るときに、社会契約説という考え方が、立憲主義に基づいた憲法を作る基礎となったのです。

〈絶対主義国家〉



〈市民革命によってできた国家〉



STEP 2 憲法を擁護する義務のある人は誰ですか？

Q 立憲主義に基づいた憲法は、国家の権力を制限して国民の権利や自由を保障するために作られたということですから、この憲法を擁護する義務があるのは、国民と契約で結ばれている国家の権力を担う人ということになるのでしょうか。

A そうです。日本国憲法でも「天皇や摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」が憲法を尊重擁護する義務がある(憲法99条)としています。これはこの考え方に基づいています。

STEP 3 国民は憲法を擁護する義務はないのでしょうか？

Q 日本国憲法99条では、国民は、憲法を尊重して擁護する義務のある者には含まれていませんね。国民はそのような義務を負わないということでしょうか。

A 国民は、契約により国家の権力に対して縛り^{しば}をかける側の立場ですから、そのような義務は負いません。

Q そうすると、国民は憲法を尊重して擁護する必要はないのでしょうか。

A いえ、決してそうではありません。国民は、国家権力を制限する目的で、国家に対して憲法を作らせ、その憲法を守らせる主人公(主権者)ですから、国民自身も憲法を尊重することは当然のことです。国民が、憲法を尊重しないでそれを守ることを怠れば、国民の権利や自由が侵されることになります。

日本国憲法でも、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(第12条)と規定されているように、国民の権利や自由は国民自ら侵害されないようにして保持する義務を負っているのです。

① 絶対王政の社会では、貴族・教会・都市・徒弟組合(ギルド)など多くの自律的な団体が存在しており、国王の絶対的に見える権力は、こうした諸団体の利権を擁護する代償として成立していた。このように国家の中には諸団体(中間団体といわれる)があり、国民はそのような中間団体のなかで支配される存在であった。市民革命は、このような中間団体を解体して、個人(国民)を直接国家に結びつけようとしたものである。このようにして成立した国家を国民国家と呼んでいる。

② イギリスの清教徒革命・名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命など

③ 18世紀のヨーロッパ、特にフランスで起こった合理主義的な考え方により旧制度(アンシャン・レジーム)を打ち破ろうとした思想。フランスのモンテスキュー、ヴォルテール、ルソーなどが有名。

④ 社会契約説は、市民革命以前から存在していた。イギリスのホブズやジョン・ロックらが唱えていた。ホブズの考えは、「万人の万人のための闘争状態」を終わらせるために絶対王政を擁護する理論として使われたが、これに対してジョン・ロックの考えは、国王の権力をいかに制限して国民の権利や自由を守るかという立場の理論的基礎となった。

Q 03

明治憲法はどのような内容の憲法か

STEP 1 国民の人権は守られて当たり前なのでしょうか？ 明治憲法ではどうなっていたのでしょうか？

Q 「基本的人権の尊重」は、憲法の大原則であると学校で習いました。憲法改正についてずいぶん心配している人もいますが、そんなに心配しなくても私たちの人権は憲法で保障されることに変わりはないと思うのですが…。

A 現在の日本国憲法は、第2次世界大戦後に作られたものです。その前はどのような憲法だったか知っていますか。

Q 明治憲法という名前だけは覚えています。

A 正式な名称は「大日本帝国憲法」といい、1889年(明治22)に制定されました。そこでは、国民の基本的人権は十分尊重されていたでしょうか。

Q 歴史の授業で習ったような気もしますが、細かいことは覚えていません。どんな状況だったのですか。

A まず、主権は、国民ではなく天皇にありました(天皇主権)。天皇の地位は、「万世一系」^①(1条)の神の意志に基づくという神権主義的なものでした。そして、天皇が、立法、行政、司法などすべての国の統治する権限を持っていたのです(4条)。

このような神権主義的な色彩が強い天皇主権の憲法の下では、国民は、「国民」ではなく「臣民」^②として位置づけられていました。つまり、あくまで国民は統治される対象であって、主権者ではなかったのです。

Q 明治憲法でも、国民の人権は認められていたのではないのでしょうか。

A 明治憲法で認められていたいくつかの基本的人権も、あくまで「恩恵的な権利」として、主権者である天皇から認められたものに過ぎませんでした。

憲法には「臣民の権利」として表現の自由などが定められていましたが、「法律の範囲内において」「法律に定めたる場合を除く外」というように、あくまでも法律の範囲内でしか人権が認められなかったのです。

Q そうすると、なんだか日本国憲法とは、根本的に発想が違うような気がしますね。明治憲法のように、基本的人権をいつでも法律で

制限できるとすると、憲法で人権の保障をする意味がないような気がしてきます。

Q そうですね。「憲法」とはいいながら、基本的人権の保障という面では極めて不十分だったといえます。そのことから、明治憲法は、立憲主義の体裁(外見)をとっていますが、立憲主義の憲法とはほど遠いものでした。このことから、「**外見的立憲主義の憲法**」ともいわれています。日本国憲法は、その反省の上に立て作られたのです。

このように、明治憲法について知ることは、憲法の問題を考える上でも非常に大切ですので、具体例をもう少し見てみましょう。

STEP 2 「通信・信書の秘密」は保障されていたでしょうか？

Q 私は、友人や家族と頻繁にメールでやり取りしますが、メールを誰に出すか、**どういう内容で出すかについて国家に干渉されたり、監視されたりしたら嫌ですね。**

A 通信の秘密は、日本国憲法でも保障されていますし、検閲も禁止されています(21条2項)。ところが、明治憲法では、「日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、**信書の秘密を侵さることなし**」と規定されていました(26条、原文はカタカナ)。下線部分を逆に解釈すると、法律の根拠があれば通信の秘密は自由に制限できることになりそうですね。

実際日本では、1941年(昭和16)に「臨時郵便取締令」というものが制定されて、国家が国民の私的なやり取りを堂々と広く検閲し、政府が必要ありと認めた場合、郵便物の差し出しを禁止したり、制限することもできました。このような通信の事前検閲が許されたのは、明治憲法に問題があったからだといえます。

Q うわあ、気持ち悪いですね。どうして手紙をやり取りするのに国に中を見られなければいけないのでしょうか。ゾッとしますね。

STEP 3 基本的人権は当たり前に入りますものなのでしょうか？

Q 通信の秘密だけとって、明治憲法は基本的人権の尊重(保障)に問題ありですね。これでは自由に情報のやり取りができないし、萎縮して本音でのやり取りができなくなってしまいます。

A 日本国憲法では、たとえ法律が作られたとしても、メールや手紙を国が事前に検閲して禁止するようなことは、憲法上許されないことは明らかです。

ただ、それは憲法21条という通信の秘密を保障する規定があるからであって、この条文がもし改正されて明治憲法のような条文になったとしたら、安心はできませんね。

Q **基本的人権というのは、空気や水みたいに当たり前前に保障されるものかと思っ**ていましたが、**つい数十年前には当たり前ではなかったんですね。**

A そうです。憲法12条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不断の努力によって、これを保持しなければならない**」とされています。

国民が、憲法改正について無関心であったり無知であったりすると、当たり前前のものだと思っていた基本的人権もいつの間にか当たり前のもではなくなってしまいます。ですから、私たち国民も基本的人権を守るために勉強したり、国会や政府での議論に関心を持ち続けることがとても大切です。

明治憲法は、過去の遺物として忘れてしまうのではなく、歴史の教訓として学ぶべきところも多いのです。

● 明治憲法と日本国憲法の対比

比較項目	明治憲法	日本国憲法
立憲主義が採用されたもの	NO(外見的にすぎない)	YES
主権者は誰か	天皇	国民
国民の位置付け	臣民(天皇の忠実な家臣)	すべての基本的人権を持っており個人として尊重される
天皇の位置付け	神聖にして侵してはいけない、統治権を総らん	日本国の象徴
国民の権利義務	法律の範囲内において権利を有するとされた(=法律により制限することが可能となる)	人間が生まれながら持っている自然権(人権)を確認する
国民の義務	兵役、納税	勤労の義務、普通教育を受けさせる義務、納税の義務
立法を行う機関	天皇。法律に代るべき勅令を発することができる	国会のみ

1 天皇の祖先は神であるとし、そこから永久につながるという意味。

2 「臣民」という表現は、君主制の下で天皇の家

臣として支配・服従の対象となる者として位置づけられていたことを示している。

STEP 1 日本国憲法は「占領軍に押し付けられたものだ」という意見はどう考えればいいのでしょうか？

- Q 日本国憲法は、第2次世界大戦で敗れた後に、占領軍によって支配されていた時にできたものですね。
- A そのとおりです。1945年(昭和20)8月、日本が無条件降伏をして戦争が終わった後、連合国の占領下に置られました。そのなかで、1946年(昭和21)11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。
- 日本が連合国諸国との間で戦争状態を終結させるための平和条約^①を結んだのが1952年(昭和27)4月28日ですから、占領下に憲法が制定されたことは事実です。
- Q この事実からだと思うのですが、日本国憲法は占領下で日本に主権が回復されていない状態で作られたのだから法的に無効であるとか、占領軍に押し付けられて作ったもので自主的に国民が作ったものではないから無効だという人がいますね。この問題はどうか考えればいいのでしょうか。
- A 日本は1945年に無条件降伏をした際に、連合国が示したポツダム宣言^②を受け入れました。これが出発点ですので、これから考えてみましょう。
- この宣言は、単に戦争を終わらせるためだけの文書ではなく、終戦後の日本に対してもいろいろな条件を要求しました。それを日本が受け入れ、その内容に沿って国内の政治を行うことになったのです。
- Q そうすると、それまでの大日本国帝国憲法(明治憲法)をあたらしい憲法に作り替えるということは、このポツダム宣言を受け入れることによって義務的になっていたということでしょうか。
- A ポツダム宣言では、日本の民主化(軍国主義の除去、再軍備の禁止、平和的産業の育成など)や基本的人権、特に表現の自由、信教の自由、思想の自由などの尊重・確立を要求していることからすると、それに反するような明治憲法をそのまま維持することは不可能だったといえますね。

STEP 2 日本政府の提案した憲法改正案の内容は、ポツダム宣言の内容に沿っていたのでしょうか？

- Q 日本政府の提案した憲法改正案^③は、ポツダム宣言に沿った内容だったのでしょうか。
- A いいえ、基本的には明治憲法と同じ考え方で、天皇主権を維持していたり、軍隊を存続させていたために、国民主権を当然の前提としたポツダム宣言の趣旨を取り入れた内容にすることは不可能とみなされました。
- そこで、連合国側としては、ポツダム宣言に盛り込まれていた趣旨を実現する憲法の制定や改正に関与することは、ポツダム宣言の条約上の権利として認められるものと考え、マッカーサー草案^④といわれる案を日本政府に提示したのです。
- Q マッカーサー草案を日本政府に提示することは、国際法的に見ても当然であるということになりますか。
- A そうです。

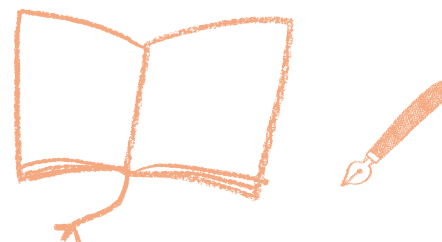
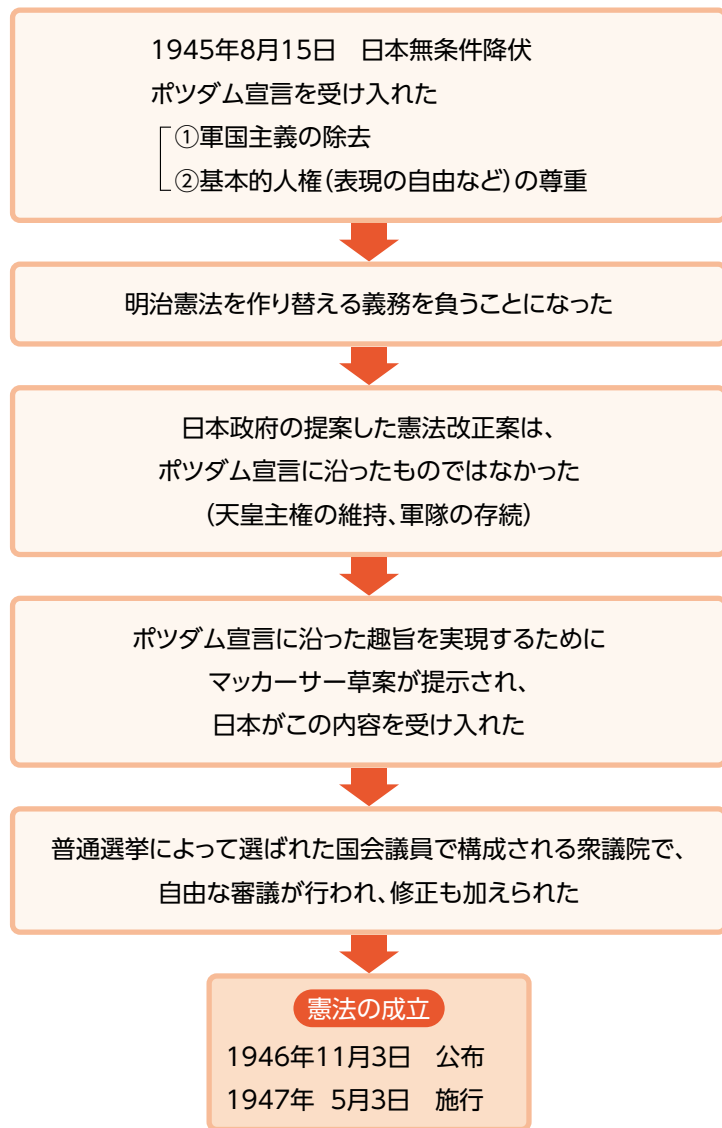
STEP 3 マッカーサー草案の内容を基本的に受け入れたことの意味はどのようなものですか？

- Q 日本国憲法は、マッカーサー草案を基本的なベースにしています。これは日本には憲法を作る能力も基礎もなかったことを意味しますか。
- A 決してそんなことはありません。マッカーサー草案の発表前後には、日本人の学者などが国民主権や基本的人権の尊重など、現在の日本国憲法の基本に近い案を発表したりしていました。
- また、日本には、明治時代の自由民権運動時代に民間のなかで近代憲法の原理を取り入れた草案を発表するなどの優れた素地はありました^⑤。
- Q 国会では憲法改正草案については十分に議論されたのでしょうか。
- A 1946年(昭和21)4月、憲法改正草案を審議する特別国会が開かれて審議されました。この国会は、完全な普通選挙制度^⑥が実施された国会でしたので、自由な審議が行われ、政府が提出した改正草案についても修正が加えられています。
- たとえば、生存権規定(25条1項)や憲法17条、40条などは、マッカーサー草案にはなかったもので、この国会で追加して認められものです。
- Q 日本政府や日本人がまったく無視された形で、占領軍が押し付けた憲法だと

は、決していえませんね

A そのとおりです。憲法が公布されてから67年たっていますが、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という憲法の基本原則が国民のなかに根付いているという現実は、とても重いものがあると思いますね。

● 日本国憲法の制定までの流れ



- 1 サンフランシスコ講和条約。1951年(昭和26)9月8日に連合国諸国と日本との間で戦争状態を終結させるための平和条約が署名され、翌52年4月28日に条約が発効した。国際法上、この条約の発効により、連合国諸国は日本の主権を承認した。
- 2 1945年7月26日、ドイツのポツダムにおいて、アメリカ、イギリス、ソ連の3か国の会議に基づき、対戦国であるアメリカ、イギリス、中華民国の3国の名前が出された共同宣言。
この宣言は13項目からなり、日本に対して連合国の提示する条件を受け入れた戦争の即時終結のほか、戦後処理に関する幾つかの条件(国家主権の範囲、武装解除、戦争犯罪人の処罰、言論・宗教・思想の自由、基本的人権の尊重、産業の育成発展、占領軍の撤退の条件など)も明記されており、実質的には平和条約が締結するまでの間の休戦条約としての性質をもったものといえる。
- 3 松本草案といわれる。1945年(昭和20)10月に成立した幣原喜重郎内閣の国務大臣松本丞治が、憲法担当大臣となり、非公式の「憲法問題調査委員会」を設置した。
- 4 日本政府の提案した憲法改正草案(いわゆる「松本案」)が、明治憲法の延長にあり、ポツダム宣言の趣旨に反する内容であったことから、連合国総司令部案(総司令部最高司令官マッカーサーの名前から、いわゆるマッカーサー草案といわれる。)が1946年2月13日に日本政府に示された。
マッカーサー草案の内容は、①天皇は国の元首である、②戦争放棄・戦力の不保持、③日本の封建制度の廃止、という3つの原則を盛り込んだものである(この3原則が、マッカーサー3原則、またはマッカーサー・ノートと呼ばれる)。
- 5 自由民権運動は、1874年(明治7)の民選議院設立建白書の提出を契機にはじまった憲法の制定、議会の開設、地租(税金)の軽減、言論の自由や集会の自由の保障などを要求する運動をいう。1890年(明治23年)の帝国議会の開設頃まで続いた。
その運動のなかで、植木枝盛の「東洋大日本国憲按」(1881年)や千葉卓三郎らの「五日市憲法草案」(1881年)などの民間で憲法の私案が作成された(これらを私擬憲法という)。いずれも、国民の基本的人権を広く保障する規定を持っている。
- 6 明治憲法時代の選挙制度は、1925年(大正14)に成立した普通選挙法によって、選挙権(選挙で投票できる権利)は満25歳以上、被選挙権(選挙に立候補できる権利)は満30歳以上のいずれも男性に限られており、女性には選挙権・被選挙権とも認められない不平等な選挙制度であった。
1946年(昭和21)4月、終戦後、初めて行われた衆議院議員選挙は、明治憲法下で実施された最後の総選挙だったが、女性に初の参政権(選挙権・被選挙権)が認められ、20歳以上の男女の普通選挙制度が採用された初の選挙となった。女性も多数立候補し、全国で39名が当選した。

STEP 1 憲法はなぜ国の最高法規だといわれているのでしょうか？

Q 憲法は、国民の権利や自由を保障するために国民が国家の権力に縛り^{しば}をかけるためにできたということですね。いま、憲法の改正の問題が議論されていますが、憲法を改正とした場合には、どこまで改正が可能なのでしょうか。

A この問題では、憲法が国の最高法規であるといわれる理由はどのようなものかを考えてみる必要があります。憲法は、国民の基本的人権を最も大切なものとして尊重しています。

Q 憲法が国民に対して保障する基本的人権は、どのようにして認められたのでしょうか。

A 基本的人権は、人が生まれながらにして持っている自然権であると考えられています。基本的人権は、憲法ができる以前から認められている普遍的な権利ということです。

日本国憲法は、このような基本的人権の本質について、「基本的人権は侵すことできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」(11条)、「基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(97条)と宣言しています。

Q 憲法は、憲法ができる以前から認められている普遍的な権利を確認するために、わざわざ憲法に基本的人権を明記したことになりませんか。

A そうです。憲法は、「永久かつ不可侵の権利」(11条、97条)である基本的人権を保障するという重要な性質を持っています。このように、憲法の果たしている役割が基本的人権の保障という重要なものですので、法律と異なる強い効力をもっているのです¹。

STEP 2 憲法には改正できる部分とできない部分があるのでしょうか？

Q 憲法が実質的な最高法規といわれていることからすれば、憲法を改正することにも何らかの制限(限界)があるということになるのでしょうか。

A そうですね。憲法は、第1に、国民に保障した基本的人権を制限するような改正はできないこととなります。第2に、国民主権の原理も改

正することはできません。

Q そのことは、憲法に書いてあるのですか。

A 憲法の前文第1段落には、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって」「その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とあります。この文章はどこかで聞いたことはありませんか。

Q 「国政は国民の信託による」というのは、ロックの社会契約説の考えを表しているのではないのでしょうか。

A そのとおりです。次の「その権威は…」という文章は、アメリカ大統領のリンカーンが1883年11月、ゲティスバーグの国立戦没者墓地で行われた南北戦争戦没者の慰霊式典において、「人民の人民による人民のための政治を地上から消滅させないように決意する」という歴史的演説と一致しますね。

このように憲法前文は、これまでの人間が到達した最も崇高な理想をわかりやすく表現したものであって、含蓄に富む内容だと思いますが、どうですか。

Q リンカーンの言葉は、民主主義の内容を小学生でも理解できるわかりやすい内容ですね。

A 本題に戻ると、憲法前文第1段落は、国民主権の原理、民主主義の原理を述べていて、「我らは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と宣言しています。ですから、国民主権の原理、民主主義の原理も憲法改正によって変更することはできないこととなります。

Q これは単なる政治的な希望ではないということですね。

A そのとおりです。

Q 国民主権の原理や民主主義の原理などについて改正することはできないという例は、外国にはあるのでしょうか。

A あります。ドイツでは、ナチスによる苦い経験から人間の尊厳の不可侵、民主国家、連邦制などの国家の基本原則は改正できないと規定されています(ドイツ基本法79条3項9)。イタリアでも共和制、戦争放棄、法の下での平等などの国の基本原則(1条~12条)などは改正できないとされています(1988年憲法裁判所)。

STEP 3 憲法9条や憲法前文の平和主義の原理は改正できるのでしょうか？

Q いま、集団的自衛権²の行使や国防軍の創設などが問題になっています

(Q12~14参照)。それに関連する憲法9条や憲法の前文は改正できるのでしょうか。

A 憲法の最も重要な原則は3つといわれています。これは教科書でも習ったように、国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義の3つです。

平和主義についても、憲法前文では、「再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「恒久平和を念願し」、「全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言していますね。そして、前文の平和主義の考え方は、憲法9条に具体化されています。

Q そうすると、憲法の恒久平和主義を侵すような憲法改正はできないということでしょうか。

A 憲法前文の恒久平和主義の原理(考え方)を改正することはできないと考えられています。ただし、注意しなければならないのは、恒久平和主義の原理(考え方)を改正できないということは、戦力の不保持を定める憲法9条2項も改正できないということを必ずしも意味するものではないと解されていることです。

Q うーん、少しむずかしい考え方ですね。

A このような考え方もありますが、憲法前文で宣言した恒久平和主義の考え方は、日本は侵略戦争だけではなく自衛のための戦争も永久に放棄したのだという考えも十分に成り立つと思いますね。

Q そのように考えた場合には、憲法前文の恒久平和主義を具体化した憲法9条2項(戦力の不保持)については改正できないということになりますね。

A そうです。憲法9条2項(戦力の不保持)について改正できるとすれば、平和主義の目的が失われてしまうからです。ですから、9条2項は改正できないという意見も十分傾聴に値すると思います。

① このように、憲法の本質が法律とは異なることを、憲法の「実質的最高法規性」という。

これに対し、憲法が国の法秩序のなかで、形式的効力の点で最上位にあることを「形式的最高法規性」という。形式的最高法規性は、憲法が自ら、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、…は、その効力を有しない。」(98条1項)と定めていることから当然に導かれる。

② 集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある

外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」というものである。

これまでの政府解釈は、「集団的自衛権は対外的に主権を有する国家は当然に有するものであるが、憲法9条のもとにおいて認められる自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度に留まるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されない」というものである。

STEP 1 憲法を改正する場合、なぜ「国会の発議」と「国民投票」という2つの要件が必要なのですか？

Q 憲法96条では、国会の憲法改正発議の要件が「各議院の総議員の3分の2以上」と厳しく規定されていますね。このように手続が厳格だと、国民が憲法改正をしたくても改正できないことになってしまうのではないのでしょうか。

A 最近、「国民に改正の機会を与える必要がある」「憲法を国民の手に取り戻すのだ」という意見の人がいますが、同じ考え方でしょね。

Q どうして憲法96条が国会の発議と国民投票の2つの要件を規定しているのでしょうか。「国民投票による国民の過半数の賛成」という要件、つまり直接、国民の民意だけで判断するほうが、むしろ民主主義に合致すると思うのですがどうでしょうか。

A 直接、国民の民意だけで判断するほうがむしろ民主主義であるという考え方は、直接民主制^①というものです。古代ギリシアのポリスの時代のやり方です。

しかし、この直接民主制にはいろいろ弊害があったので、代表民主制^②が最も良い制度として定着してきました。

Q 直接民主制の弊害とはどういうものですか。

A 一番の弊害は、慎重な検討と審議ができにくく、ポピュリズム^③に陥りやすいという点です。そこで、まず国民の代表者で構成される国会で十分慎重に討論と議論を尽くした上で、改正が必要かどうかの問題をフィルターにかけてみる。その上で、改正が必要な事項であれば、国民投票を通じて国民の意見を聞くという2段階にしているのです。ですから、どちらか1つで良いというものではないということになりますね。

STEP 2 改正の要件として「国民投票」に重きを置くべきだという考え方は妥当でしょうか？

Q 改正には2段階の手続が必要だということはわかりましたが、主権者は国民ですから、第1の「国会での議論」の段階のハードルは低くして、第2の「国民投票」の機会を多くするようにして国民に最終判断をゆだねるというほうが、国民主権にも合致しているのではないのでしょうか。

Ⓐ この問題は、代表民主制と直接民主制のどちらに比重を置くかという民主主義に対する考え方の違いに行き着く問題だと思いますね。

Ⓚ むずかしい議論なので、簡単に説明してください。

Ⓐ Q2で説明した**社会契約説**の考え方は、国家は、国民全員が服従すべき権威(法)の制定に関して、国民が同意をすることによって社会の安全と安定を維持しようとする。ここから、国家権力の中心に「立法権=議会」を置き、「執行権=行政権(内閣)」は立法権を持つ議会の決定に従わなければならないとする「**立憲主義に基づく議会政治**」の考えが導かれます。これが、「**議会制民主主義**」の考えといわれるものです。

Ⓚ 「**議会制民主主義**」は、**議会を通じて民主主義を実現するということですから、代表民主制がより重視されることになるのでしょうか。**

Ⓐ そうですね。議会制民主主義のもとでは、憲法改正の議論は、国民の代表者で構成される国会で十分慎重に討論と議論を尽くすことが必然的に求められることとなります。第1の「国会での議論」の手續について、そのハードルを低くすることは、議会制民主主義を軽視することになり、それに反するということとなりますね。

Ⓚ 少しむずかしいですね。もっと簡単な理由はないのですか。

Ⓐ よくいわれる理由としては、いきなり国民に憲法改正の問題を投げかけても、国民には議論の本質や反対意見に耳を傾けて熟慮するという能力も情報も経験もないから、国民が直接参加するような民主主義に期待してもなかなか実現できないというデメリットが挙げられます。そこで、まず国会で、次に国民投票という2段階の手續が必要とされるという理由です。

Ⓚ その理由のほうが、よくわかる気がします。

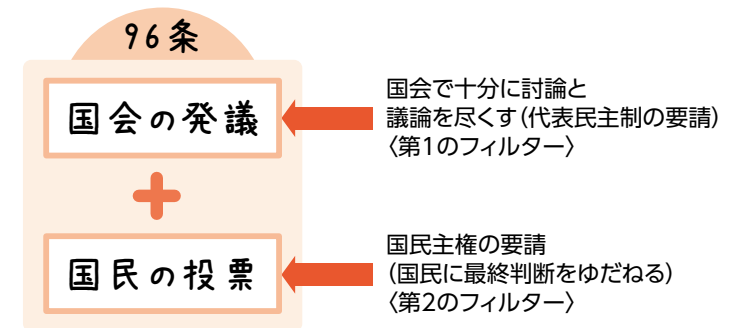
そうすると、第1の「国会での議論」のハードルは低くして、第2段階の国民投票で国民に最終判断をゆだねるという考えは、一見すると国民主権に合致している考えのようにも思えますが、実はそうではなくて、**議会制民主主義が危くなる場合もあるということですね。**

Ⓐ そうです。第2次世界大戦前のドイツで、当時世界で最も民主主義的といわれたワイマール憲法^④は、ナチスが合法的に権力を奪い独裁政治をするのを許してしまいました。そこには、ドイツがとっていた直接民主制に原因があるといわれています。

ですから、現在のドイツでは、憲法改正の手續に関しては国民投票制度を採

用していないのです。「民意の暴走」によりナチスの独裁政治を許してしまったという苦い経験を教訓にしているのです^⑤。

● 96条の改正発議要件は2つの要請に基づいたもの



どちらかに片寄ると、さまざまな弊害が生まれる

- ① 国民が主権者として直接、議論して意思を決定するという制度。
- ② 国民から選ばれた代表者が議会を通じて政治を行うという制度。
- ③ ラテン語の「Populus(民衆)」に由来し、通常は「エリート主義」と対比して、一般大衆の利益や権利、願望を代弁して、大衆の支持のもとに既存のエリートである体制側や知識人などと対決しようとする政治思想または政治姿勢をいうとされる。通常は、大衆主義などと訳されている。「大衆迎合」などは不正確な訳である。

- ④ 1919年8月にワイマールで作られたことから、ドイツ国憲法は通称「ワイマール憲法」と呼ばれている。ワイマール憲法は、ヒトラーの独裁政治の出現によって無効化されたが、戦後作られたドイツ基本法(現在のドイツ憲法)でもワイマール憲法によって規定されていた信教の自由、政教分離原則、日曜日の保障などの規定は効力を有するとされている(140条)。
- ⑤ ドイツでは、近年、野党や市民グループを中心にして、憲法改正手續に国民投票制度を導入すべきだという動きが出ている。

STEP 1 憲法改正の回数が多いことは良いことでしょうか？

Q 諸外国では第2次世界大戦後に限ただけでも、憲法改正が幾度となく行われています。日本では改正が行われないのはおかしい、改正手続きが厳格すぎるから改正できないのだ、という意見がマスコミなどで報道されていますが、どう考えたらいいのでしょうか。

A 単純に憲法改正の回数だけで比較するのは、意味がないことです。諸外国の憲法の内容、改正内容などをくわしく検討してみましょう。

◆アメリカ憲法の場合

Q アメリカ憲法は、日本と同様に改正手続きは厳格になっているようですが、それでも戦後6回も改正されていますね。

A アメリカ憲法の改正手続きは、「各議院(上院と下院)で出席議員の3分の2以上の賛成」と「4分の3以上の州議会での承認」が必要となっています。アメリカは連邦制の国家ですから、全50州ある州議会の4分の3にあたる38州以上の承認が必要です。日本の場合の「国民投票での過半数の賛成」と比べれば、より厳格になっているといえなくもないですね。

いずれにしても、憲法を改正する手続きがより厳格になっていることは共通しているので、この点は注目する必要がありますね。

アメリカにおける戦後の6回の改正内容は、注の①のようになっています。

Q アメリカの改正内容は、なんだか日本の場合と違う感じがしますね。

A そうですね。日本の場合は、納税による差別の禁止などの人権規定は、すでに憲法14条で保障されていますし、選挙資格については法律によって定める事項とされていますから、わざわざ憲法を改正するという問題は生じません。

アメリカが6回も憲法改正をしているからといって、それをもってアメリカと日本の民主主義の程度を比較するのは意味がありません。「憲法改正回数が多い国=民主主義が発達している国」とはいえないということです。

Q 逆の見方をすれば、改正をするのに要件のハードルが高いアメリカでさえ、6回も改正されているということは、改正の必要がある事

項については、ハードルが高くても改正は可能ということになりますね。

A そのとおりです。改正の要件のハードルを低くしなければ改正が困難になるという考え方は、理由にはならないということがわかりますね。

STEP 2 日本と同じ第2次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアの場合はどうなのでしょう？

◆ドイツ憲法(ドイツ基本法)の場合

Q ドイツは、日本と同じように第2次世界大戦では敗戦国となり、しかもナチズムを克服するということから戦後再出発した国です。ドイツではどのようにしているのでしょうか。

A ドイツでは当初は軍備を保持していませんでしたが、1956年の憲法改正により再軍備が明文化されました。また、1968年の非常事態立法の大幅な追加など重要な改正が行われています。

Q ドイツの憲法改正はどう考えたらいいのでしょうか。

A ドイツは、戦後、国際冷戦の影響で東西ドイツに分断されるなど、国際政治の影響を最も強く受けた国だといわれています。1956年^②は、ヨーロッパの国際政治の緊張が高まった時期ですし、1968年^③も東西冷戦が緊張した時期にあたります。このようなことが憲法改正の大きな要因の一つにあります。

ただし、ドイツの憲法改正の手続きは、「各議院(連邦議会と連邦参議院)の3分の2以上の賛成」だけで成立することになっていて、国民投票などは採用されていません^④。それにより、時々の政権与党の思惑によって改正されやすいということになってしまい、国民の民意が反映されないという指摘もされています^⑤。

Q では、ドイツでは憲法改正が行われやすいということになるのでしょうか。

A 確かに、ドイツでは、これまで幾多の憲法改正が行われてきましたが、他方で憲法改正を禁止する条項も設けられています。人間の尊厳の不可侵、民主国家、連邦制などの国家の基本原則は改正ができないと規定されています(ドイツ基本法79条3項9)。これは、ナチスによる独裁政治を許してしまった悲劇を決して繰り返してはならないという強い決意の表れです。

◆イタリア憲法の場合

Q 同じようにファシズム国家としての敗戦国となったイタリアの場合は、どうなっているのでしょうか。






Ⓐ イタリアでも戦後16回改正されていますが、大部分が国の統治に関する条項です。しかもイタリア国外にいる選挙人に選挙権に関する規定の改正(2001年)など、日本では法律の改正で対処できる事項などが多いです。

ですから、アメリカの場合と同じように、憲法改正の回数の多いということは、参考にならないと思います。むしろ、イタリア憲法で重要なのは、共和制、戦争放棄、法の下での平等などの国の基本原則(1条~12条)などは改正できないとされている点です(1988年憲法裁判所)。

Ⓚ この点は、同じ敗戦国のドイツとイタリアは同じ考え方ということでしょうか。

Ⓐ そのとおりです。ともにファシズムの政治により第2次世界大戦で大きな被害を出してしまったという教訓から導き出された考え方です。

● 憲法改正の条件と1945年以降の改正回数

国名	条件		回数
	国会・議会の賛成	国民投票	
日本 	両院で総議員の3分の2以上	過半数の賛成	0回
韓国 	国会の3分の2以上	国民投票	9回
米国 	両院で出席議員の3分の2以上	なし (4分の3以上の州議会の賛成が必要)	6回
フランス 	両院で有効投票の過半数	過半数の同意か両院合同会議で5分の3以上の賛成	27回
ドイツ 	両院で総数の3分の2以上	なし	58回

① 大統領の3選禁止(アメリカ憲法修正第22条)、コロンビア特別区における大統領選挙人の選任(修正第23条)、納税による選挙権の差別の禁止(修正第24条)、大統領の承継、代理(修正第25条)、18歳以上の市民による選挙権(修正第26条)、議員報酬の改定に関する制限(修正第27条)

② 1956年はハンガリー動乱が起こった。

③ 1968年はワルシャワ条約軍がチェコスロバキアに軍事侵攻した。

④ ドイツ基本法は、国政で国民投票制度を採用していない。これは、ワイマール憲法下において、国民の「民意の暴走」により合法的にヒトラーの独裁政治を許してしまったという教訓に基づく措置である。

⑤ ドイツでは政党や市民グループなどから、国民投票制度を導入すべきであるという運動が起こっている。

STEP 1 憲法の解釈により憲法を変更することは認められるのでしょうか?

Ⓚ 安倍内閣の下で、集団的自衛権の行使を認めようという動きが強くなっていますね。それも、憲法を改正しなくても容認しようという動きですが、どういうことでしょうか。

Ⓐ 集団的自衛権とは何かについては、Q5で説明していますので、それを参照してください。

集団的自衛権の問題は、「戦争を放棄」し、「戦力の保持を禁止、国の交戦権は認めない」という憲法9条に密接に関わる問題です。

これまで集団的自衛権は憲法上行使できないというのが政府の公式見解でした。この政府の見解を否定して集団的自衛権の行使を認めるためには、憲法9条の改正が必要ということになります。

ところが、安倍内閣では、憲法9条を改正しなくても、憲法9条の解釈を変更することによって、それを認めようとしています。

Ⓚ 集団的自衛権を行使することは憲法9条に違反するというこれまでの政府の公式見解について、憲法9条の解釈を変更することによって、今後はそれを行使しても憲法9条に違反しないという考え方自体、そもそも認められるのでしょうか。

Ⓐ 政府の憲法解釈が変更されてきた具体的例としては、憲法9条2項で保持を禁止されている「戦力」について、自衛隊が戦力に当たるか否かについて、さまざまな議論がされてきたことはご存知だと思います。

政府は、憲法制定当初は、憲法学会の通説的な考えと同じ解釈をしていました^①。その後、警察予備隊の創設(昭和25年)→警察予備隊が保安隊と警備隊に改組・増強(昭和27年)→自衛隊へ改組(昭和29年)の動きにしたがって、政府の見解も変わりました^②。

Ⓚ そうすると、集団的自衛権の行使ができるかどうかという問題についても、「戦力」の解釈問題と同様に、政府の見解が変更されるということはあり得るということでしょうか。

Ⓐ 安倍内閣では、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を変更することは可能だと考えているようです。

しかし、「集団的自衛権の行使を認めるか否か」という問題は、自衛隊が「戦力にあたるか否か」という問題とは、同列に考えることはできないと思います。

Q それはなぜですか。

A 「戦力に当たるか否か」の解釈をめぐる問題は、憲法が規定している内容(9条2項の「その他の戦力」の意味)が抽象的に書かれていて、国民の誰でもが一律にその意味内容を確定することができないような場合に生じる問題です。

Q それに対して、「集団的自衛権の行使を認めるか否か」という問題は、どう考えればいいのでしょうか。

A それは、憲法の規定する内容が抽象的で、国民の誰もが意味内容を理解できないという理由から生じた問題ではありません。日本を取り巻く世界の安全保障体制が変化したという政治情勢から生じてきたものです。いわば、憲法そのものではなく、それ以外の「外圧」から生じてきたものです。

Q 「戦力」の解釈の問題とは、質的に異なるということはおわかりました。ところで、解釈によって憲法の明文や内容が変更されたということになれば、憲法がわざわざ改正規定を設けている意味は失われてしまうのではないのでしょうか。

A そのとおりです。政府が、憲法の解釈だけの変更ですませて、実質的には憲法の内容を改正したと同じ状態にするというのは、時の政権を担っている内閣(行政)が、国会での議論がまったくなされないで、自分たちに都合のいいように憲法を解釈することがまかりとおることになります。

これでは、憲法が採っている代表民主制(議会制民主主義)が破壊されることとなります。憲法秩序が破壊されるということになると思います。

STEP 2 解釈による憲法の変更を認めないとした場合に、仮に政府により憲法に反するような法律を作った場合などには、どう対処したらいいのでしょうか？

Q 安倍内閣は、内閣法制局長官を交替させたうえで、憲法の解釈を変更し、これに基づいて法律を改正して集団的自衛権を行使できる準備を整えようとしていますね。このような問題については、どのように対処すればいいのでしょうか。

A 仮に憲法に違反するような法律が作られた場合、国民がその法律によって自己の権利を侵害されたり、自由を制限されたような具体的な争いが生じた場合に、その法律が憲法に違反するという訴訟をすることなどができると解されています^①。

Q では、仮に、集団的自衛権を認めることを前提として、自衛隊が同盟国と一緒に他国からの攻撃に反撃できるなどの具体的な内容が規定された法律が作られたとしても、そのような法律は憲法9条や憲法前文の恒久平和主義の原理に違反するとして、直ちに法律の無効を裁判で主張することはできないことになりますか。

A これまでの考え方からすれば、残念ですが、そうならざるを得ないのではないのでしょうか。

Q そうすると、いったん他国との間で戦争にでもなれば、自衛隊員は生命を奪われる危険性は大きくなり、日本が戦場になって国民の生命、身体、財産が失われるというような重大な被害が生じることも予想されますね。

A そうですね。国民が通常の裁判で争う段階になってはじめて、その法律が憲法に違反しているといえるというのでは、あまりにも理不尽ですね。この点は、これからも検討していく必要があります。一緒に考えていきましょう。



① 戦力とは、「軍隊および有事の際にそれに転化する程度の実力部隊」と解されていた。

② 政府は昭和30年頃からそれまでの考えを変更して、「自衛のための必要最小限度の実力」は憲法で保持を禁じられている「戦力」にはあたらないという解釈を取るようになった。

③ このように、裁判所による違憲審査制(憲法81条)が、通常の裁判所が具体的な訴訟事件を裁判する際に、その前提として事件の解決に必要な限度で、法律が憲法に違反しているかど

うかの判断をするという考え方を「付随的違憲審査制」という。

これに対して、特別に設けられた憲法裁判所が具体的な争訟と関係なく、抽象的に違憲審査を行うという考え方を「抽象的違憲審査制」という。

「付随的違憲審査制」はアメリカや日本で採用され、「抽象的違憲審査制」はヨーロッパ大陸諸国(ドイツ、イタリア、オーストリアなど)で採用されている。

STEP 1 最近の憲法改正の議論の特徴はどこにあるのでしょうか？

Q 現在の憲法を改正しようという意見がありますが、おもな理由は何でしょうか。

A 大きく分けて、2つに分類できます。

一つは、現在の憲法は押し付けられてきたのだから、自主的に独自の憲法を作ろうという考え方です(Q4参照)。この考え方は、戦後まもなくの頃からある考え方です。

もう一つは、現実の世界の安全保障の体制が、憲法が制定された時代とは異なってしまい、そぐわない部分があるから、これを現実に合わせてさせるべきだという考え方です。

Q 最初の考え方については、Q4で現在の憲法が決して日本の考えや実情を無視して押し付けられたものではないということは、よくわかりました。では、2番目の考え方についてはどうでしょうか。

A この問題は、これまで自衛隊が憲法9条2項で保持を禁じている「戦力」に当たり、それに違反しないかどうかという議論で集中的に行われてきました。

ところが、最近の議論は、自衛隊の問題だけに留まらず、私たちの人権や自由に結びつく問題とか、国民にさまざまな義務を課そうという動きとして議論されるようになっていきます。ですから、私たちの生活とは決して無縁ではなくなっています。

Q 私たちの人権や自由が現在より制限されることになるのは困ります。国民の義務がどんどん増えていくのも、窮屈になって嫌ですね。

A そうですね。だから、現在よりも国民の人権や自由を制限しようとする考えは、どういう理由からなのかをしっかりと考えなければいけないと思います。

STEP 2 国民の人権や自由を制限しようとするような憲法改正の必要はあるのでしょうか？

Q 抽象的にいわれてもうまく考えを整理できないので、何か考えるための材料はないでしょうか。

A 自民党は、2012年(平成24)4月27日に「憲法改正草案」というものを決定しました。これは、インターネットにも掲載されていますので、

誰でも見ることができます。それを素材にして考えてみるのがわかりやすいと思います。

Q この自民党の「憲法改正草案」というものは、簡単にいうとどのような内容なのでしょう。

A 次の4つにまとめることができますと思います。

①天皇の元首化・国民主権原理の後退

②立憲主義の破壊=非立憲主義化

③平和主義から「積極的平和主義」のもとでの戦争が可能な国家への転換

④国民の義務の拡大、国民の私的領域への国家の過度な介入の容認

Q ③や④などは、いずれも私たちの生活に直接影響を与えるようなものですね。それらのくわしい内容はどのようになっていますか。

A Q10~14で見ていきましょう。

●日本国憲法と自民党「憲法改正草案」の対比

比較事項	日本国憲法	自民党「憲法改正草案」
国民主権	採用(前文、1条)	後退へ(前文から削除)
天皇の地位	象徴	元首
立憲主義	採用	採用しない(非立憲主義)
平和主義	恒久平和主義	「積極的平和主義」の名の下で他国と戦争することも可能
基本的人権の尊重	採用	後退する。「公益及び公の秩序」に反してはならないという制約
国民の義務	3つのみ(勤労の義務、教育を受けさせる義務、納税の義務)	義務が増大 憲法尊重擁護義務を負わせる

STEP 1 自民党「憲法改正草案」の特徴は何でしょうか？

Q 自民党の「憲法改正草案」（以下「改正草案」）には、どのような特徴があるのでしょうか。

A まず、憲法の性格を表す部分に当たる「前文」が大きく変わっていますね。

Q この「前文」は、日本国憲法と比べて極端に短くなっていますね。どこが大きく変わっているのですか。

A 2つあると思います。一つは、立憲主義の考え方が消えてしまったこと、もう一つは国の文化、歴史、伝統を守ることを強調していることです。

Q 立憲主義の考え方が消えてしまったというのは、どういうことでしょうか。

A 憲法の「前文」というのは、どこの国でも大体、憲法制定の経緯や理由について規定されています。日本国憲法では、前文の第1段落の最初の文書がこれに当たります。ここでは、国民主権の宣言、国の政治は代表民主制を採用すること、国民の自由の確保と平和主義を守ることを規定しています。

これに対して、「改正草案」では、前文の末尾で「日本国民は良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため」に憲法を制定すると規定しているだけです。「良き伝統と国家の継承」という内容は、これまでの人類が多年にわたる自由獲得のために闘いを通じて勝ち取った「立憲主義」^①という価値・理念をまったく考慮に入れていないものといえます。

STEP 2 「立憲主義」の考えが失われてしまった具体例は？

Q 「改正草案」の条文で、現在の憲法と比較して「立憲主義」の考えが失われてしまったということが具体的にわかる箇所はありませんか。

A いくつかあります。たとえば、日本国憲法には、憲法が国の最高法規であることをわかりやすく表現した97条(第10章)があります。そこでは、「憲法が保障する国民の基本的な人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」と規定されています。

これは、国家は、国民の基本的な人権を保障することを前提として、憲法により権力の行使をまかされているということです。そのように基本的な人権を保障するからこそ憲法は国における最高の法規といえるということを規定した大切な条文です。この憲法97条が、改正草案からはすべて削除されています。

Q 「改正草案」では、憲法が最高法規であることはどのように書かれているのでしょうか。

A それが、「良き伝統と国家の継承」という抽象的で、しかも国家神道的な考え方です。

Q ほかに、具体的にわかる箇所はありませんか。

A 国民に対して憲法尊重擁護義務を課しています(102条)。本来、憲法は国民が国家権力を制限するために国家を相手として制定したものですから、国民が自分で制定した憲法によって縛られるというのは本末転倒していることになりまますね。(Q1、2参照)

STEP 3 「公益及び公の秩序」とは何でしょうか？

Q 「良き伝統と国家の継承」という、非常に漠然として抽象的な考え方が、ほかに影響しているところはありませんか。

A 「改正草案」では、国民の権利・自由に優先する「義務」としての「公益及び公の秩序」を認めています(12条)。

Q この「公益及び公の秩序」とはどういう意味でしょうか。

A 「公益及び公の秩序」は不明確な概念ですが、「国益や国の秩序」という意味と同じだといわれています。しかし、これだと、国民の権利・自由を制約する根拠、あるいは国民に対してさまざまな「義務」を負わせる根拠になってしまう懸念がおおいにあります。

Q 「改正草案」は、これまでの世界の大多数の国が認めてきた、そして何世紀にもわたって勝ち取られて普遍性を持っている「立憲主義」という価値や理念とは異質の価値や理念に基づいているということになるのでしょうか。

A そうだと思います。

① 国家権力を制限して国民の権利・自由を保障しようという制度・考え方。(Q1参照)

STEP 1 「個人の尊厳」は保障されるのでしょうか？

Q 自民党「憲法改正草案」（以下「改正草案」）の特徴として、基本的人権に対してはどうでしょうか。

A これが一番端的に表れているのは、「個人の尊重」という考え方が削除されたことです。

Q 「個人の尊重（尊厳）」というのは、日本国憲法には13条と両性の平等を規定した24条に規定されていますが、これはそれほど重要な規定なのでしょうか。

A 13条では、「個人の尊重」が国民の基本的人権の保障の究極の原理であることを明らかにしています。ところが、「改正草案」では、「人として尊重される」と規定して、「個人」という視点が意図的に削除されています。

Q 「個人」でも「人」でも同じことではないのでしょうか。それほど神経質になる必要はないと思いますが、どうでしょうか。

A 「改正草案」が「個人」を「人」に変えようとしている背景として、たとえば、いま問題となっている教育現場での陰湿ないじめや他人の権利をないがしろにする悪しき風潮の根源が、憲法が「個人を尊重」しているからだ、個人主義の温床だという意見に基づいていることにあると思われます。

Q 「個人の尊厳（尊重）」とは個人主義のことですか。

A それは間違った認識です。「個人の尊重」という原理は、すべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようという考えです。他者をいじめたり、他者の権利を否定する考えとは無縁で、むしろそのような問題を真っ向から否定する考えです。自民党の識者の考えは、「江戸の敵を長崎で討つ」ような、諸悪の根源が「個人の尊重」にあるという乱暴な議論だと思われます。

Q 「個人」から「人」に抽象化されると、何か問題が生じてきますか。

A 「個人」から抽象的な「人」一般へ改めようとすることは、国民一人ひとりが個性を持った存在であることが否定され、個々の国民の人権が軽視されることとなります。

憲法は、少数者の人権も保障しようという立場で貫かれています。多数者が制定した法律が憲法に違反している場合には、裁判所がそ

の法律を無効にできるという権限を与えられています（憲法81条）。ですから、少数者の人権をないがしろにすることにつながりかねない「個人の尊重」を削除して改正しようとする考え方は、きわめて問題だと思えます。

STEP 2 国民の「内心の自由（精神的内面の領域）」に踏み込んでくる危険性があるのでしょうか？

Q 国民の権利や自由についてはどうでしょうか。

A 日本国憲法は、国民の「思想及び良心の自由」（19条）や「宗教の自由」（20条）というそれぞれの個人の内心（精神的内面）の領域は侵害してはならないとして絶対的に保障をしています。個人がどのような思想や良心や宗教観を持つと、それによって差別扱いしてはならず、すべての人を自主的な人格として平等に尊重するというのが、日本国憲法の原則です。

Q この点で、「改正草案」はどのような立場を取っていますか。

A 「改正草案」では、前文の特定の国家像、国家観を前提にして、これを国民が尊重して守っていくべきであるという立場が書かれています。

この国家像、国家観に合う考えの人に対しては、その人権が保障されることになりませんが、その考えに批判的であったり、反対の立場の人に対しては、国家は平等な扱いはしなくなり、何らかの不利益や制裁が課せられる恐れもでてきます。

Q そうすると、国はすべての人を受け入れることができるように、国民の内心に立ち入らず、中立でなければならないということでしょうか。

A そうだと思います。「立憲主義」が目的とするのは、「国民の人権の保障」という価値・理念ですから、憲法はすべての国民に等しく適用されなければなりません。国家は、価値として中立の立場にいなければなりません。

この大原則から、「思想・良心の自由」（19条）や「信教の自由」（20条1項）、「政教分離の原則」（20条3項）という人権が保障されることになるのです。

Q もし、国家が価値的に中立な立場でない場合には、どのような問題が起こるのでしょうか。

A いま世界の至る所で起こっている宗教間の紛争や戦争に、国家が巻き込まれることとなります。また、国家の考えや価値観に反する思想や宗教を信じる国民は、国家から排除された扱いをされ、戦前の日本のような「非国民」というレッテルを貼られて差別・迫害を受ける社会になってしまう危険性があると思えます。

STEP 1 平和主義についてはどう考えているのでしょうか？

Q 自民党の「憲法改正草案」（以下「改正草案」）では、日本国憲法の恒久平和主義の原理に対してどのような考え方をしているのでしょうか。

A まず、憲法の前文第2段落に規定されている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼する」という部分をとらえて、これは日本の安全と平和を他国にゆだねたもので、消極的な平和主義である、理想主義である、他力主義である、として批判しています。

その上で、世界の安全保障の体制に合うように、これまでの理想主義を捨て現実主義的な考え方に転換して、積極的な平和主義を進めるべきだという立場をとっています。

Q このような「改正草案」の立場を具体的に示している条文はありますか。

A 一つは、自衛権を行使する名の下に他国と戦争をすることを否定していないこと（「改正草案」9条2項）、もう一つは、戦力としての「国防軍」を保持すると明記していること（同9条の2）です。

Q 他国と戦争をすることを否定しないということは、どのような考え方に基づくのでしょうか。

A 「改正草案」の基礎となっている考え方は、日本をめぐる周辺国の軍事力の増強や世界各地で国際紛争が絶えない世界の安全保障の情勢に対して、日本が「積極的平和主義」というスタンスで積極的に関わっていくというものです。その理論的な根拠（基礎）とされるのが、国家には**集団的自衛権の行使**は当然に認められるのだという考え方です。

Q 「積極的平和主義」という考え方は、むしろ戦争はしないで他国と仲良く平和的に付き合っていくという良いイメージが浮かびますが、違うのでしょうか。

A 安倍政権が考えている「積極的平和主義」とは、次のようにいわれています^①。

これまで我が国は専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきたが、これからは、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不

可欠となっているとして、積極的平和主義を基本理念として3つの目標を打ち出しています。

第1は、必要な抑止力を強化して、我が国に直接脅威が及ぶ場合にはこれを排除すること、第2は、日米同盟の強化などにより、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善すること、第3は、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善すること、です。

Q このような「積極的平和主義」の考え方を推し進めていくと、日本が他国との間で軍事衝突が起こることをも容認することになりませんか。

A そうですね。これまで、日本は「専守防衛」に徹し、非軍事的な手段で国際貢献を行うことで国際社会の安全保障に積極的に関わってきました。この日本のあり方から大きく外にはみ出すことになると思います。

Q その「積極的平和主義」の目的を達成するために、「国防軍」を持つということですか。

A そういうことになります。（「国防軍」の創設についてはQ14）

Q 日本が、国連軍や多国籍軍による軍事的制裁に加わらなかった場合に、日本が国際的に不利な立場になるということは考えられますか。

A 確かに、そのような行動に参加しない日本に対して、非難する国はあると思います。しかし、日本の立場として、軍事的制裁行動、これは場合によっては戦闘行為も伴うことにはなりますが、そのような行動に参加することではなく、それ以外の国際貢献活動に積極的に参加するという選択をすることは十分に可能です。むしろ、このような国際貢献活動を行うことによって、国際的に「名誉ある地位を占める」（憲法前文第2段落）ことが可能となると思います。

STEP 2 集団的自衛権とはどのように考えられてきたのでしょうか？

Q 「積極的平和主義」の理論的な根拠（基礎）となっているのが、国家には**集団的自衛権の行使**は当然に認められるという考え方だとのことですが、少しむずかしいので説明してください。

A 主権^②を持っている国家は、人間と同じように**自然権**（国家として当然に持っている権利）としての「**自衛権**」を持っていて、このことは**国連憲章**^③にも規定されています。

Q 「自衛権」とは、他人から突然暴力を振るわれたら、黙っていないで、その暴力を抑えるために反撃することと同じと考えていいのでしょうか。

Ⓐ そのとおりです。しかし、注意しなければならないのは、国連憲章51条には、いまいわれた「自衛権」(国連憲章では「**個別的自衛権**」と表現)のほか、「**集団的自衛権**」という考えを盛り込んでいるのです⁴。

Ⓚ これまで、「**集団的自衛権**」とは、どのように理解されてきたのでしょうか。

Ⓐ 安倍内閣以前の政府の公式な見解は、「**集団的自衛権**」とは、「**自国と密接な関係にある外国に対する第三者からの武力攻撃を、自国がその第三者から直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止すること**」と定義されてきました。

Ⓚ このような「**集団的自衛権**」は、たとえば、他人から自分の友達が暴力を振るわれた場合に、その友達を助けるために他人に対して反撃して暴力を止めさせるということと同じことだと思われませんが、どうでしょうか。

Ⓐ そうだと思います。しかし、ここで注意しなければならないのは、国家が、人間と同様に、**国家として当然に持っている権利(自然権)として「集団的自衛権」を持っていると考えてよいか**という点です。

Ⓚ この点について、政府はどのように考えてきたのでしょうか。

Ⓐ これまでの政府の解釈は、**集団的自衛権は日本国憲法9条のもとでは許されないと結論付けてきました**。その理由は、次のような考え方によるものです。

(1) わが国が、国際法上、「**集団的自衛権**」を「**権利として有している**」ことは、**主権国家である以上当然である**。

(2) しかし、**憲法9条のもとでは、「個別的自衛権」も無制限に認めているのではなく、「わが国に対する急迫、不正の侵害に対して、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためのやむを得ない措置として認められる」にすぎない(個別的自衛権の行使に厳格な制限が課せられている)**。

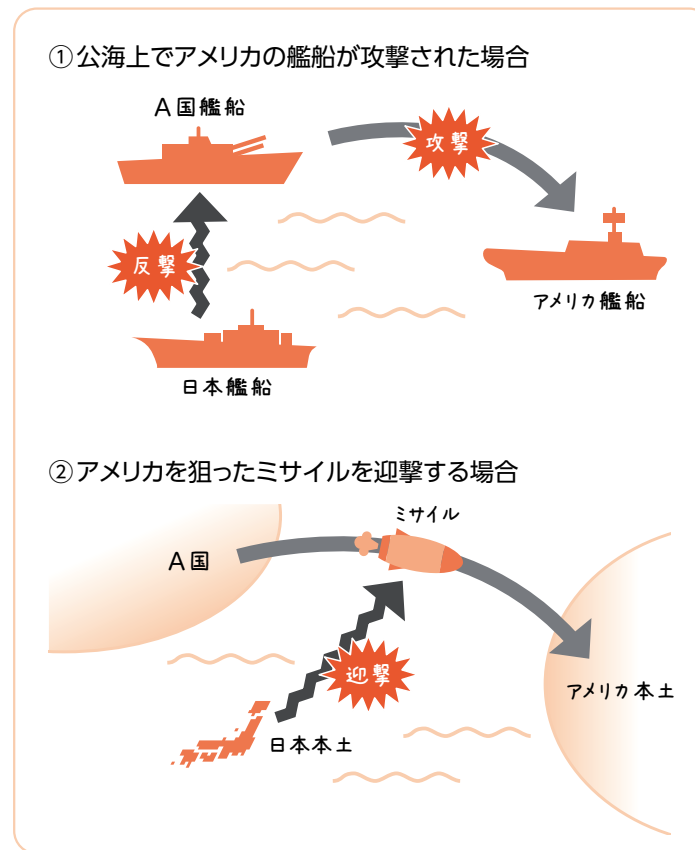
(3) したがって、**憲法9条の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであるから、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする「集団的自衛権」の「行使」は憲法上許されない**。

Ⓚ **要するに、「集団的自衛権の権利は有しているが、憲法9条が存在するのでそれを行使することは認められない」ということですね**。

Ⓐ そのとおりです。ところが、自民党の「**改正草案**」の基本にある考え方は、**集団的自衛権が国際法上認められている権利であるならば、それを行使できない**というのはおかしい、**主権を持つ国家である以上は権利の行使は認められるべ**

きだというものです。簡単にいえば、**権利を持っているのに、その権利の行使が認められなければ、主権を持った国家とはいえない、**というのです。

● 集団的自衛権の行使の想定場面



- 1 平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障会議の「国家安全保障戦略」による要約
- 2 ここでいう主権とは、国家権力の最高独立性をいう。
- 3 国際連合憲章のこと。国連憲章は、国連の成立根拠となる条約であり、1945年6月サンフランシスコ会議で51カ国により署名され、その後同年10月に国連の常任理事国であるソ連が

- 署名し批准したことにより効力が生じた(国連憲章110条による)。日本は、昭和31年(1956年)に批准した。自衛権については国連憲章51条に規定されている。
- 4 「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」(国連憲章51条)。

STEP 1 「集団的自衛権」の行使を認めると、自衛権の範囲が無制限とならないのでしょうか？

- Q Q12で紹介された国連憲章51条が、「個別的自衛権」のほかに、「集団的自衛権」も「固有の権利」と規定していることについては、何か問題はないのでしょうか。
- A 集団的自衛権が誤解されて理解されている原因は、この国連憲章51条にあることが、国際法、政治学、憲法の専門家などから指摘されています。要するに、集団的自衛権は、「固有の権利」であるとか、「国家の基本権」であると考えすることはできないのではないか、ということです^①。
- Q ところで、個別的自衛権が想定される場合、たとえば、日本が直接他国から攻撃された場合に、その国に対して反撃するという事態はイメージがわきます。反撃することは自衛の権利として認められるというのは、わかります。しかし、集団的自衛権の問題が起こりうるような事態は、なかなかイメージがわからないのですが、その点はいかがですか。
- A これについては、第1次安倍政権の時に設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安保法懇談会」）が、2007年（平成19）に出した「報告書」が参考になります。その報告書では、集団的自衛権が想定されるケースとして、4つあげられています^②。この4つのケースを前提とすれば、集団的自衛権のイメージはわいてきますか。
- Q むずかしいですね。そもそも、4つのケースを前提として議論を進めていくということに、どういう意味があるのでしょうか。
- A 4つのケースのうち、とくに①と②のケースは、あくまでも「集団的自衛権の行使が認められなければ不都合ではないか」という結論を想定して作られた、想定事例ではないかと思われる。

しかし、集団的自衛権の行使を容認するという解釈に変更されると、実際に集団的自衛権の行使ができるか否かの判断は、決してこの①と②のケースに限定されるわけではありません。

また、②のケースを例にして検討することは、現実的ではないともいわれています。現在の技術力からしても、飛行中のミサイルを追撃して

打ち落とすことは、可能性としては困難であるという指摘もされています。

- Q そうですね。軍事力の行使がいったん行われれば、さらに反撃されたりしてどんどんエスカレートしていきますね。こういう意味でも、「集団的自衛権の行使」といっても、決して自衛だけに留まらない事態にもなりかねませんね。
- A 集団的自衛権の行使を認めれば、自衛権の範囲が無限定に広まることになると思います。
- Q 集団的自衛権を行使する名目で、どんどんエスカレートしたような事例はありますか。
- A アメリカが介入したベトナム戦争（1966年）や、旧ソ連のアフガニスタン介入（1980年）なども「集団的自衛権の行使」の名目で行われ、泥沼化したといわれています。
- Q 集団的自衛権の行使を容認することは、日本が戦争に巻き込まれる危険性が大きいということにもなりますね。
- A そのとおりです。「改正草案」では、何の制限も付けずに自衛権（集団的自衛権を含む）を認めるという立場を取っていますから、日本が戦争に巻き込まれる、あるいは積極的に戦争をすることを認めるということにもなります。
- Q 国連の活動に限定して国際協調活動に貢献する限りにおいて、集団的自衛権を限定して認めるということはどうなのでしょうか。
- A 自民党の「憲法改正草案」9条3項では、「国連」の活動に限定するという文言はありませんから、「国際的に強調して行われる活動…」というのは、必ずしも国連によるものには限定されないことになります。ですから、非常に広範囲になる危険性があります。

① 国連憲章51条が、集団的自衛権も国際法上自然権と同じ「固有の権利」とであることに、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」という文言が規定されるようになった成立過程をみれば国際政治の妥協の産物であり固有の権利ではないという疑問が投げかけられている（豊下楯彦「集団的自衛権とは何か」岩波新書、松竹伸幸「集団的自衛権の深層」平凡社新書など参照）。

② 以下の4つのケースが想定された。

- ① 公海上の自衛隊艦船の近くにいるアメリカ艦船が攻撃された場合
- ② アメリカ本土に向かうミサイルが発射された場合
- ③ PKO（国際平和維持活動）で仲間の他国兵士が攻撃を受ける場合や自分の任務遂行に必要な場合
- ④ PKO等で武力行使と一体化した後方支援が必要な場合

STEP 1 「国防軍」の創設は何を意味しますか？

- Q 自民党の「憲法改正草案」(以下「改正草案」)では、戦力としての「国防軍」を持つと明記しています(9条の2)。これはどう考えればいいでしょうか。
- A Q12でも述べましたが、「改正草案」の基礎となっている考え方は、日本をめぐる周辺国の軍事力の増強や世界各地で国際紛争が絶えない国際安全保障をめぐる情勢に対して、日本が「積極的平和主義」というスタンスで積極的に関わっていく、そのためには、「国防軍」が必要であるというものです。
- Q 日本国憲法の下でも「自衛隊」が存在していますね。「国防軍」は、単に「自衛隊」という名称を「積極的平和主義」というイメージに合うように変えたに過ぎないのではないのでしょうか。
- A いいえ、決して名称の変更ではすまないことに注意する必要があります。
- Q 具体的には、自衛隊とどこが違うのでしょうか。
- A 他国と同じように交戦権を認めたり^①、軍事機密保持に関する軍事法規が定められたり(「改正草案」9条の2第4項)、軍事法廷が設置される(同第5項)など、「国防軍」は軍隊としての性質を持つものになり、戦争ができるようになるのです。

STEP 2 軍隊の性質を持つ「国防軍」が作られるとすれば、国民の権利や自由、あるいは国民の生活は変化するのでしょうか？

- Q 「国防軍」が作られても、国民の生活や権利・自由などには直接の影響は出ないのではないのでしょうか。
- A そうはいかないと思います。たとえば、「軍事機密保持」に関する法律が作られると、国民の知る権利が制約されて、国民が国家の重要な情報に基づいて判断するという国民主権原理が空洞化し、後退するおそれがあります。
また、軍人や軍事機密に関する罪を裁判するのが、裁判所ではなく、特別の審判所(いわゆる軍事法廷)で行うとすれば、憲法82条で保障されている裁判の公開の原則や、裁判を受ける権利(32条)に反することになり、国民の人権が侵害されることになります。

- Q 私たち国民が軍事的な事項に協力しなければならない事態も起きるのでしょうか。
- A 「改正草案」によれば、国民には「領土と資源を確保する義務」がある規定しています(「改正草案」9条の3)。この規定は、「国を守るため」という目的で、**国民の財産の提供義務**(いわゆる供出義務)などが認められることにもなりかねません。このように、国民の生活や権利にも大きな影響を与えることになります。

● 自衛隊と「国防軍」の比較

比較項目	自衛隊	「国防軍」
憲法上の根拠規定	なし	あり
任務	①国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し国を防衛することが主たる任務(いわゆる「専守防衛」) ②必要に応じて公共の秩序維持	①国の平和と独立、国及び国民の安全の確保(「専守防衛」の限定が外れている) ②国際平和の平和と安全の確保するために国際的に強調して行われる活動 ③公の秩序維持、国民の生命・自由を守る活動
指揮監督権者	内閣を代表する内閣総理大臣(内閣総理大臣が単独ではできない)	内閣総理大臣
自衛権の範囲	自衛権の範囲は限定的(自衛権には集団的自衛権は含まれない。)	自衛権の範囲が広がる(自衛権には、個別的自衛権のみならず集団的自衛権も認められる。)
交戦権の否認の条項	規定あり	規定なし
文民統制(シビリアン・コントロール)	国会の承認	国会の承認その他の統制に服する
秘密を守る義務に違反した場合	国民と同様に、通常の裁判所で審理される	国防軍に「審判所」(いわゆる軍法会議)を設置する
国民の領土保全義務の規定	なし(法律では国民の努力義務に留まる)	あり(国防軍に協力する義務あり)

自衛隊に関する諸規定は、自衛隊法・武力攻撃事態法などの法令による。国防軍については、自民党の「日本国憲法改正草案」による。

① 自民党が法案を作るべきとしている「国家安全保障基本法案」第8条2項によれば、「自衛隊は、国際的の法規及び確立された国際慣例に則り、…行動する。」とある。
ここでいう「国際的の法規及び確立された国際慣例」とはハーグ陸戦条約(ハーグ陸戦法規)を指す。ハーグ陸戦条約とは、1899年オランダ・ハーグで採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」並びに同附属書「陸戦ノ法規慣

例ニ関スル規則」のことである。交戦者の定義や宣戦布告、戦闘員と非戦闘員の定義、捕虜の扱いなど戦争における様々な扱いが規定されている条約である。
以上より、自衛隊(あるいは国防軍)がハーグ陸戦条約に則って行動することは、日本国憲法9条2項が「国の交戦権は認めない」として交戦権を放棄した立場とは相容れないことになる。

STEP 1 民主主義とはどういう考え方ですか？

Q 2013年(平成25)12月6日に「特定秘密保護法」が、参議院での強行採決によって成立しましたね。国会に提出されてからわずか1か月そこそこの短期間で、しかも過半数を超える幅広い国民からの反対意見が出ていたにもかかわらずに。このような場面をテレビや新聞の報道で見ると、国民世論は無視されたり、軽視されているという感じを受けますが…。

A そうですね。そういう疑問がわきあがった時こそ、「民主主義とは何か」についても一度考えてみる良い機会だと思います。

Q 民主主義とは、「国民の多数の意見にしたがって政治を行うこと」だと思いますが、間違っていますか。

A 間違いではありません。「多数決に従う」、「多数決原理」といわれていることと同じことですね。でも、ここでいう「多数決」とは、国民の多数意見と同じことなのかをもう一度考えてみる必要がありますね。

Q それはどういうことでしょうか。

A 日本では、「国政の権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」(憲法前文1項後段)と規定していて、「国民主権」とそれに基づく「代表民主制の原理」(議会制民主主義)を採用しています。

国民から選挙で選ばれる国会議員は、「代表民主制」を正当に行行使する責任を国民から負わされているのですから、国民の意思(民意)に反する行動はできないことになります。

Q でも、いったん選挙で選ばれると、次の選挙までの間は、議員が民意に反する内容の法律でも成立に賛成するということが、幾度となく行われてきたのが実情ではないでしょうか。

A そのとおりです。18世紀のフランスの啓蒙思想家であるルソーは、「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大間違いだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなやイギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう」といっています¹。これは、21世紀の日本にもぴったり当てはまりますね。

Q そうならないためには、「代表民主制」というものをどのように考

えればいいのでしょうか。

A 第1に、選挙は、次の選挙までの間、政権を担当する与党に対して、白紙委任を認めたものでは決していないということです。ですから、国政の上で重要な問題や、国民世論と政権与党の考えに大きな不一致があるような場合には、国民の意見を聞くべきは当然ということになります。

Q 「特定秘密保護法案」に関しては、2012年(平成24)12月に行われた衆議院選挙では争点になっていましたか。

A 争点にはなりませんでしたが、自民党の選挙公約にも掲げられていない政策でした。

Q そうすると、その選挙で、国民は政権与党に対して、すべての政策について白紙で委任をしたとは決していえませんか。

A そのとおりです。いまの政治は、議員は政党に所属していて、政党間の争いという形で行われます。ですから、選挙の時には、どの政党がどのような政策の実現をめざしているのかをよく見極めた上で判断する必要がありますね。

今回の「特定秘密保護法案」については、自民党は選挙公約にさえも掲げていなかったのですから、選挙で自民党が政権与党になったからといって、国民が「特定秘密保護法案」について賛成の意思表示をしたわけではないのです²。

Q 「特定秘密保護法案」の審議については、自民党などは、「公聴会を開いて国民の意見を聞いた」ということを盛んにしていますが、1回だけの公聴会では「国民の声を聞いた」とはいえないのではないのでしょうか。

A 今回の場合には、委員会裁決の前日に急に公聴会の開催を決めたり、傍聴者を排除したりなど、手続的にも大きな問題がありました。

また、その公聴会では、反対意見や慎重審議を求める意見が大多数であったにもかかわらず、委員会裁決にはそのことがまったく反映されていないということからすれば、「形式だけ整えた」「アリバイ作り」と批判されてもやむを得ないでしょうね。

STEP 2 民主主義を実現するために私たちはどう考え、どう行動すればいいのでしょうか？

Q 私たちが、主権者として「代表民主制」を考えていく上で、大事な点はほかにはありませんか。

A 監視の姿勢を持ち続ける、想像する力を持ち続けることだと思います。

選挙で代表者を選んでからも、国民が国政の問題に関心を持ち、監視を続け、必要な場合にはそれを批判し、積極的な提言をして、法律などの制度を変えていくという姿勢だと思います。そして、次の選挙で審判を下すという姿勢だと思います。

Q この点は、積極的、能動的な姿勢ですから、継続するのは大変ではないでしょうか。

A そのとおりです。しかし、その姿勢を持ち続けなければ、民主主義は死滅していくことにもなりかねません。

憲法は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(12条)、「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」(97条)と宣言していますが、まさにこのことをいっているのではないのでしょうか。

Q 「想像する力を持ち続ける」というのは、どういう意味があるのですか。

A 「特定秘密保護法案」に対して、反対の国民の世論が広範囲にわき起こしたのは、法案の問題点が指摘されるとともに、それが国民生活に直結するからだと思えます。

たとえば、「公務員の家族や友人は、自分のプライバシーが監視されることになる」「公務員と結婚したり、恋愛することに躊躇せざるを得なくなる」「思想や信条が監視されることになる」という社会になることを想像力を働かせて考えてみる、そのような社会で生活することができるだろうかと考えてみる、ということだと思います。

Q 想像すること自体が処罰されるような社会になるのは恐いですね。

A そうならないように皆で努力をしましょう。

1 ルソーは、このことから代表民主制(間接民主制)は、真の民主主義とはいえないとして、国民自らが相談して決めるという直接民主制を主張している。しかし、すべての問題を直接民主制の制度にしたがって行うことは不可能である。国レベルではなおさら不可能である。

このことから、現憲法では、間接民主制を採用しており、間接民主制の不都合を補完するものとして例外的に直接民主制を採用しているに過ぎない(憲法95条、憲法79条2項)。

これに対して、憲法改正国民投票(憲法96条)は、直接民主制の制度ではあるが、上記2つの制度のように間接民主制の不都合を補完

するという点に意義があるのではなく、国民主権のもと、憲法を制定する権限を有している国民が、その主権者としての権限を行使するという点に意義がある。

2 芦部信喜は、「民主主義は、個人尊重の原理を基礎とするので、すべての国民の自由と平等が確保されてはじめて開花する、という関係にある」、「民主主義は、単に多数決原理(多数者支配)の政治を意味するものではない」と指摘する(芦部:憲法)。また、宮沢俊義は、「リベラルでない民主制は、民主制の否定であり、多かれ少なかれ独裁的な性格を帯びる。民主制は人権の保障を本質とする」と述べている。

【日本国憲法公布文】

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕 仁 (天皇御璽)

昭和21年11月3日

内閣総理大臣兼 外務大臣	吉 田 茂
国務大臣男爵	幣 原 喜重郎
司法大臣	木 村 篤太郎
内務大臣	大 村 清 一
文部大臣	田 中 耕太郎
農林大臣	和 田 博 雄
国務大臣	斎 藤 隆 夫
逓信大臣	一 松 定 吉
商工大臣	星 島 二 郎
厚生大臣	河 合 良 成
国務大臣	植 原 悦二郎
運輸大臣	平 塚 常次郎
大蔵大臣	石 橋 湛 山
国務大臣	金 森 徳次郎
国務大臣	膳 桂之助

【日本国憲法】

(前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天 皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔皇位の世襲〕

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを

認めない。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、

法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

い。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によら

なければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、捜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

〔国会の地位〕

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。
〔議員及び選挙人の資格〕

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第45条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第46条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費〕

第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第50条 両議院の議員は、法律の定めるところを除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

い。

〔常会〕

第52条 国会の常会は、毎年1回これを召集する。

〔臨時会〕

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕

第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定数と過半数議決〕

第56条 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕

第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔役員を選任及び議院の自律権〕

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕

第59条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第63条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾裁判所〕

第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

〔行政権の帰属〕

第65条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第68条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠欠又は総選挙施行による総辞職〕

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕

第71条 前2条の場合には、内閣は、あらたに内

閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
2 外交関係を処理すること。
3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
5 予算を作成して国会に提出すること。

6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁

護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができない。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決

定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

〔財政処理の要件〕

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行行使しなければならない。

〔課税の要件〕

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

〔予算の作成〕

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

〔予備費〕

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

〔皇室財産及び皇室費用〕

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔公の財産の用途制限〕

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔会計検査〕

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度

に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

- ② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

〔財政状況の報告〕

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみに適用される特別法〕

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本

的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章 補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第100条 この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日〔昭22・5・3〕から、これを施行する。

- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第101条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の経過の特例〕

第102条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する経過規定〕

第103条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法

によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。
※各条の凡出しは、『憲法附則「現行法規総覧」』（衆議院法制局参議院法制局）による。

〈MEMO〉

●●●おわりに

日本国憲法が公布されて68年、施行されてから67年がたちました。

現在の憲法は、日本が第2次世界大戦で、諸外国に甚大な被害を与え、非戦闘員も含めた国民310万余の尊い人命が失われるという悲惨な経験を通して、国民が国の主権者となって、基本的人権が保障される平和な国家をめざそうとして制定されたものです。

これまで、憲法をめぐるさまざまな問題が生じ、議論もされてきました。しかし、日本は戦争をしない平和な国として、国民の人権を守ろうとしてきたことは、おおいに評価すべきことだと思います。

いま、日本では、憲法を改正しようとする動きがあるばかりでなく、憲法は変えないまでも、内閣の考え一つによって憲法の解釈を変更して、憲法を改正したと同じ状態をつくらうとする動きが出ています。

私たちは、憲法改正が必要かどうか、憲法を改正すれば私たちの生活はどのように変わるのか、などの問題に直面せざるを得ない立場に立とうとしています。私たちは、そのような問題を最終的に判断して決定しなければならないのです。憲法は、国の基本となる法ですから、憲法を変えるということは国の基本(あり方)を変えるということになります。その意味で、現在の私たちは、大事な時期に立たされていると思います。憲法96条が、憲法改正は国民投票によって最終的に決めると規定していることは、主権者である私たちに最終的な判断をゆだねているのです。

本書は、憲法改正問題にポイントを絞って、それらの問題について皆さんと考えてみようと考えられたものです。

私たちは、憲法改正の問題を考えるにあたっては、まず憲法とは何か、憲法はどうして生まれたのか、憲法を尊重して擁護するとはどういう理由からか、などの基本的な問題に常に立ち戻らなければならないと考えます。なぜなら、物事の善し悪しを判断する力は、物事の基本が理解できれば自ずと身につくものだからです。

私たちは、まずこの憲法の基本に立ち戻って考える素材を皆さんに提供して、一緒に考えていきたいと思っています。

長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム

平成25年度

長野県弁護士会 憲法問題プロジェクトチーム委員

【長野在住会】 青木寛文 一由貴史 白井義幸 内村 修 小林和彰
中山耕平 福本昌教 山岸重幸 山本恭子

【松本在住会】 石曾根清晃 久保田嘉信 小岩井弘道 竹内永浩
高松寿美枝 中島嘉尚 長瀬孝浩

【上田在住会】 滝澤修一(座長) 山下 潤

【佐久在住会】 高畑一彦

【諏訪在住会】 蒲生路子 河嶋恒平 木嶋日出夫 矢崎正彦

【伊那在住会】 長谷川洋二

【飯田在住会】 諏訪卓也

弁護士会の「憲法出前(出張)講座」をいたします

ご希望の方は、長野県弁護士会へお申し出下さい。
長野県弁護士会の会員が出張して、憲法の輝きをお話します。

費用：無料

問い合わせ先：長野県弁護士会

TEL 026-232-2104 FAX 026-232-3653